様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年　12月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃ　がすぱる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ガスパル  （ふりがな）はしもと　としあき  （法人の場合）代表者の氏名 橋本　俊昭  住所　〒140-0002  東京都品川区東品川２丁目２番２４号  法人番号　9010401047820  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　DXの取り組み | | 公表日 | 2024年11月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　DXの取り組み  「経営ビジョン」「経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性」  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 記載内容抜粋 | 「経営ビジョン」  当社は、「先保後利」という経営理念のもと、保安の高度化により生み出される「新しい業界スタンダードの構築」と「保安実践者たる人の力（＝無形資産）」を通じて、お客様一人ひとりに寄り添い、「ずっと安心できる暮らし」を提供してまいりました。これからも、全従業員の働きがいを追求し、保安を極め、豊かな社会の実現に貢献できる企業を目指し邁進してまいります。その中で、将来構想の実現に向けて、DX推進を力強く進めていきます。  「経営ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性」  デジタル技術の導入による業務プロセスの最適化や、データ分析を活用した意思決定の高度化を進めることで、サービス品質の向上と効率化を目指します。DXの推進によって、顧客満足度の向上、コスト削減、働き方改革、及び新たなビジネスモデルの創出など、多方面での成果を追求します。これらの施策を通じて、競争力のある組織へと進化し、長期的な成長による持続可能な企業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の公開情報（ホームページ）については、当社取締役会にて社外公開を承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　DXの取り組み | | 公表日 | 2024年11月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　DXの取り組み  「DX戦略」  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 記載内容抜粋 | １）労働生産性の向上  　・基幹システムの刷新  抜本的に業務プロセスを見直し、ＡＩやＲＰＡなどデジタル技術を活用し、業務プロセスの自動化促進と属人化の防止を図り、生産性向上を実現します。  　・社有車内のオフィス化  デジタルデバイスを活用し、社有車内をオフィスと同じ「働く場所」に変革することで、移動時間を大幅に削減、働く場所を柔軟化し、従業員の業務効率を高めます。  ２）保安業務の高度化  ・データ活用による安心・安全の提供  　当社の強みである社内の保安管理システムを強化することで、ナレッジの蓄積と情報の共有を推進し、保安品質の向上を図ります。 　また、これまで保安管理システムに集約・一元管理してきたデータを最大限活用し、保安業務の高度化を実現します。  ・RPAを活用した人的ミスの撲滅  　RPAを活用することで、保安点検業務上の不備の撲滅に取り組みます。  ３）顧客サービス品質の向上  これまでお客さまの暮らしを支えてきた実績とデータ、およびデジタル技術を活用して、ステークホルダーへの新しい付加価値サービスの提供に挑戦していきます。多様化するライフスタイルに合わせたお客さまの暮らしを支えるサービス品質の向上とお客さまの信頼獲得を目指しています。  ・デジタルマーケティングによるお客さまとの接点強化  　ソーシャル・ネットワーキング・サービスを積極的に活用することで、お客さまとの接点を強化し、さらには顧客体験の向上を目指します。  ・新規事業創出  　最新のデジタル技術を有した国内外のスタートアップ企業と協業し、新たなビジネスを創出し、お客さまへ価値あるサービスを提供します。  ・ビッグデータの活用  　毎月蓄積するお客さまによるガスのご利用状況を解析し、お客様ニーズに最適化したサービスを提供します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の公開情報（ホームページ）については、当社取締役会にて社外公開を承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　DXの取り組み  「体制」  「環境設備」【人材】  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長直轄部門である「DX推進室」を中心として、デジタル技術を活用し、会社全体のDXを推進しています。  DX戦略実現に向けて、人材育成について下記に取り組んでいます。  ・社内外のDX研修を実施し、従業員がデジタル技術を理解し、デジタル技術の活用ができる人材の育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　DXの取り組み  「環境設備」  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 記載内容抜粋 | DX戦略実現に向けて、環境整備を実施しています。  【設備】  ・「基幹システム」の刷新  ・デジタルデバイスを搭載した社有車  ・RPAの導入  ・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　DXの取り組み | | 公表日 | 2024年11月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　DXの取り組み  「戦略の達成状況に係る指標」  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 記載内容抜粋 | 対前年比として、以下4点の指標を設定しています。  【指標】  ・従業員一人あたり営業利益額の拡大  ・新規事業売上高の増加  ・顧客満足度の向上  ・従業員満足度の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月29日 | | 発信方法 | 当社ホームページ　DXの取り組み  「効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信」  https://www.gas-pal.com/company/dx | | 発信内容 | 当社では、「VISION2030」と称し、2030年を見据えた中期経営課題（既存事業の強化、経営基盤の強化、新規事業の推進）を設定し、今後の実現に向けて着実に実行に移していきます。具体的には、IT技術を活用し、全社の業務の集約化・効率化を通じて、保安品質のさらなる向上と労働生産性の向上を同時に実現してまいります。また、ステークホルダーへの新しい付加価値サービスの提供など新たな分野にも挑戦していきます。私たちは、エネルギーを通じてお客様の暮らしを支えてきた経験と知識を活かし、これからも保安を追求したサービスの提供を行うとともにステークホルダーの皆さんに貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年11月頃　～　現在 | | 実施内容 | ・DX推進指標の自己診断を実施  「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。  （申請管理番号：202407AH00000698） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年3月　～　現在 | | 実施内容 | 当社従業員が利用するパソコン、サーバ、およびネットワークインフラは、親会社である大東建託株式会社の基盤を利用しており、サイバーセキュリティ対策については、大東建託による、大東建託グループ共通の技術的な対策が実施されております。  上記に加えて、当社では、独自に組織的、および人的対策を実施しております。  ＜組織的・人的対策＞  ①情報セキュリティ基本方針等の策定・公開  　・「情報セキュリティ基本方針」を公開  ・「情報セキュリティ規程」を策定  ②「情報セキュリティ委員会」設置、情報システム部門による運営  ③従業員に対する情報セキュリティ教育の実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。